

所有者不明農地の解消の取り組み事例

愛知県豊橋市農業委員会 石巻萩平町

1 当該地域の所有者不明農地の概要

数年前から所有者が不在となり、柿畑が遊休農地となって、周辺に害虫が出るなど近隣農家から苦情が出ており、借受希望もあった。

地域計画区域内の田 2筆 2,494㎡

地域計画区域内の畑 11筆 7,345㎡

2 取り組みの状況

令和6年 6月 J Aから農業委員会に探索の依頼

令和6年 7月 転居先と聞いていた名古屋市に住民票を請求

令和6年 7月 名古屋市から住民票が届く 常滑市に転居していることが判明

令和6年 8月 常滑市に住民票請求

令和6年 9月 J Aから借受希望の旨の文書送付も返信なし

令和7年 1月 市から所有者へ意思確認の文書を特定記録で送付も返信なし

令和7年 3月 農業委員会が公示し、所有者不明農地制度による手続きを行なった。

令和7年12月 近隣農家に農地バンクを通じて賃貸借契約(10年間)が締結された。

3 取り組みの結果

借受を希望していた農家に、賃借権の設定がされた。

4 その他

マニュアルを見ながら対応しているが、マニュアルが詳細でない
ので、戸惑うところがある。所有者に文書送付するときのひな形な
どがあればもっとスムーズに対応できる。法務局への供託金の額に
ついては考え方がいろいろあるようなので、参考になるものがある
とよい。